

# 広島弁護士会ニュース 第1号

～令和3年8月大雨災害の被災者のみなさまへ～

この度の大雨災害により、お困りのこと(住宅、借金、保険、土砂の流出公的支援等)がありましたら、弁護士が**面談でも、電話でも、無料相談**に応じます！

★**面談相談**は、紙屋町法律相談センター、法律相談センター福山、呉法律相談センター、東広島法律相談センター、広島北部巡回法律相談センターで相談可能です。事前に「令和3年8月大雨災害の相談希望です」と電話で予約をお願いします。

**ナビダイヤル:0570-783-110**(最寄りの相談センターに繋がります)

予約受付日時、相談日時は、各相談センターで異なりますので、希望の相談センターをお伝えいただき、ご予約ください。

★弁護士会の**被災電話相談ダイヤル**の開設準備を進めています。

8月25日(水)から、**平日毎日**、以下の時間帯、番号で対応する予定です。

**午後0時～午後2時 ☎0120-611-613**

・法律に関するかどうか分からないということでも構いませんので、ご相談ください！

## Q 1 罹災証明書は必要がありますか？

罹災証明書の発行が始まりました。罹災証明書とは住宅などの損壊の程度について自治体が発行する証明書です。公的支援以外にも、各種補助や負担減免の手続きが必要とされることが多いため、発行を受けて下さい。

状況の写真が必要ですので、携帯電話やスマートフォンで構いませんので出来るだけ多く撮影して資料を残しておきましょう。

## Q 2 この災害で何か保険が使えますか？

火災保険など建物の保険については、水災について保険の対象となっているか、建物の損壊・損傷の程度によって保険金が支払われるか、その契約の内容によって異なります。まずは、保険の内容を保険会社や代理店に確認してください。

加入している保険が分からないときは、火災保険・自動車保険は、日本損害保険協会「自然災害等損保契約照会センター」に問い合わせみてください。電話番号 0120-501331 (フリーダイヤル)

## Q 3 自分の家の敷地内に流れ着いている他人の物(木、家具、自動車など)を勝手に処分してもよいのでしょうか？また土砂についてはどうしたらいいのでしょうか？

価値のあるものは、落とし物と同様ですので、原則、警察署に届け出て下さい。価値があるか分からないものは、弁護士までお問い合わせください。

私有地に入ってきた土砂については、原則、所有者が自力やボランティアと協力して撤去することになりますが、このような災害時には、自治体によっては、私有地内の土砂や瓦礫であっても撤去をしてくれることもあります。

広島市では私有地や農地の土砂の撤去について、撤去対象としていますし、私有地から前面道路に出しておく撤去してもらうことができます。

他に広島県内で災害救助法が適用されている三次市、安芸高田市、北広島町で土砂撤去についてのアナウンスはありませんが自治体のHPでは様々な支援が公表されています。お住いの自治体の支援情報については、その時々でぜひご確認下さい。

- ・広島弁護士会HPに、各種支援情報も掲載しています。「**広島弁護士会**」で検索してください。
- ・災害救助法の適用対象地域は、**内閣府**の防災情報ページより確認できます。
- ・本ニュースは、発行日時点の状況及び制度を元に作成しております。